

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長
附 属 学 校 を 置 く 各 公 立 大 学 法 人 の 長
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

殿

北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進等について（依頼）

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、拉致被害者御家族も御高齢となる中で、時間的制約のある人道問題です。政府としては、最重要課題と位置付け、その解決に向けて全力で取り組んでいるところです。

拉致問題の解決のためには、国民が心を一つにして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現への強い意思を示していただくことが、問題解決に向けた力強い後押しとなります。

その関連で、これまで拉致問題について触れる機会の少なかった若い世代の方々への啓発が重要な課題となっています。

このため、拉致問題対策本部及び文部科学省では、これまで学校教育における人権教育の実践の場面において拉致問題を扱う際、アニメ「めぐみ」及び映画「めぐみ」を積極的に授業で活用することを促してきたところです。また、授業等でアニメ「めぐみ」等を視聴した上で、自分自身で拉致問題について学習し、拉致問題解決のために自分に何ができるのか、何をすべきかについて深く考える機会とすることを目的として、北朝鮮人権侵害問題啓発週間・作文コンクールを実施しています。

今後とも、拉致問題の重大さを一層御認識いただき、一人でも多くの児童生徒等に拉致問題について関心を持っていただけるよう、令和5年度においても、学校等において、これまで以上にこれらの映像作品を活用していただくとともに、北朝鮮人権侵害問題啓発週間・作文コンクールへの参加について、皆様方の御協力をお願いいたします。また、小中学生を対象としたこども向けパンフレット「たいせつな人をとり戻すために」、映像作品「北朝鮮による拉致問題を考える－日本の拉致被害者御家族の訴え－」を新たに制作するとともに、電子漫画「母が拉致された時 僕はまだ一歳だった」を、学校現場に無償で貸し出しを始めましたのでご活用ください。詳細については、貴下担当宛てお送りします。

また、令和5年7月25日（火）午後「令和5年度拉致問題に関する教員等研修」をオンラインにて実施します。既に貴下担当宛に推薦依頼を送付済みのところ、本研修につきましても引き続き御協力願います。

令和5年4月24日

国务大臣（拉致問題担当大臣）

文 部 科 学 大 臣

松野博一

永岡桂子